

# 生命と権利を守る！3・30集会

# 国労水戸

国労水戸地方本部  
水戸市中央1-1-11  
ENYビル2F  
029-221-4008  
発行責任者 久保田重明  
編集責任者 坂下 司

## 風化させず運動を

3月29日、生命と権利を守る3・30集会を開催した。

1993年3月30日、水戸駅構内で、当時、東鉄工業に出向していた林 弘さんと他2名の作業員が「ゆうづる3号」に触車し死亡した。事故から26年が経過し、今集会に30名が参加した。

冒頭で一分間の黙とうを行い、塙副委員長から、合理化が進む中で、重大な事故であり、繰り返し返してはいけないと挨拶した。



のの違いを示したい。今月の「青信号」に掲載された原因は何か。予定以外の作業、見張り員の立哨位



置などが挙げられていた。年度末を迎え期限が迫られている状況があり、責任を任されていた。エルダー社員が65才まで働き続けられない実態。検査グループのエリア拡大で安全・安心な状況にないと報告した。水戸地区分会、岡本委員長より、最近では退避遅延、会社にモノが言えない環境にある。安全をないがしろにしないと報告した。当時を思い出し、事故を風化させないと閉会挨拶をした。

**職場の矛盾  
仕事の不満  
国労に結集し  
みんなが相談 解決へ**

## 36協定は必要か

労働基準法では原則1日8時間、1週40時間、休日勤務をさせることは禁止です。36協定を締結すれば免除されることを学びました。

## 労働基準法はなぜ作られた

労働基準法は戦前の労働環境、軍国主義化がGHQにより作られた。戦前は一日の半分を労働と睡眠に分けていた長時間労働をしていた。労基法は労働者を保護するための最低基準です。

## あなたはどうか

サービス残業や長時間労働をしていませんか。

労働組合または過半数代表者が拒否をすることも可能です。

36協定は労使合意、話し合いで締結します。

憲法25条で健康で文化的な最低限度の生活を有するとあります。労働組合は健康に安心して働けるように努力している。